

平成 20 年度

株式会社環境サービス 寄居工場

環境調査報告書

平成 20 年 11 月

株式会社 環境総合研究所

## 1. 騒音

(1) 調査地点：仮想敷地境界NO.7（地上1.2m）

(2) 調査日時：平成20年6月27日（金）

(3) 調査方法

騒音規制法の「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年、厚・農・通・運告示第1号）」及び「JIS Z 8731」に準拠した。

(4) 調査結果

調査結果は表2に示すとおり。規制基準を下回っていた。朝と昼間は周辺の騒音レベル（ホンダ新工場建設工事）に支配されていた。

表2 騒音レベル調査結果

単位: dB

時間帯	測定時間	騒音レベル 調査結果	規制基準
朝	7:46～7:56	< 47	60
昼間	10:25～10:35	< 46	65
夕	21:12～21:22	33	60
夜間	22:06～22:16	34	50

注) 1. 工場からの騒音が確認されない場合は90%レンジ下端値 (L<sub>95</sub>) 未満と表示した。夕と夜間は定常騒音レベルであったため、5秒ごと10個の平均値とした。  
2. 規制基準は騒音規制法における「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」の近隣商業地域（第3種区域）の数値とした。

## 2. 振動

(1) 調査地点：仮想敷地境界NO.7

(2) 調査日時：平成20年6月27日（金）

(3) 調査方法

振動規制法の「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年、環境庁告示90号）」及び「JIS Z 8735」に準拠した。

(4) 調査結果

調査結果は表3に示すとおり。規制基準を下回っていた。

表3 振動レベル調査結果

単位: dB

時間帯	測定時間	振動レベル 調査結果	規制基準
昼間	7:46～7:56	< 30	65
	10:25～10:35	< 30	
夜間	21:12～21:22	< 30	60
	22:06～22:16	< 30	

注) 1. 振動の大きさは10分間の80%レンジ上端値 (L<sub>10</sub>) とした。  
2. 規制基準は振動規制法における「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」の近隣商業地域（第2種区域）の数値とした。

### 3. 悪臭

(1) 調査地点：敷地境界1地点（仮想敷地境界NO.7）

排出口1地点（臭気濃度のみ）

(2) 調査日時：平成20年6月27日（金） 8:22～9:00

平成20年10月29日（水） 9:20～9:30（ノルマル吉草酸のみ）

(3) 調査方法

臭気濃度は埼玉県告示第604号（平成14年）、特定悪臭物質については環境庁告示第9号（昭和47年）に示される方法とした。

(4) 調査結果

調査結果は表4に示すとおり。

表4 悪臭分析結果

単位：ppm（臭気濃度除く）

悪臭項目		分析結果	規制基準
アンモニア		< 0.10	1
メチルカプタン		< 0.001	0.002
硫化水素		< 0.001	0.02
硫化メチル		< 0.001	0.01
二硫化メチル		< 0.001	0.009
トリメチルアミン		< 0.001	0.005
アセトアルデヒド		< 0.01	0.05
スチレン		< 0.05	0.4
ノルマル酪酸		< 0.0005	0.002
ノルマル吉草酸		< 0.0005	0.002
イソ吉草酸		< 0.0005	0.004
臭気濃度	仮想敷地境界	< 20	20
	排出口	74	500
(参考) 臭気指数	仮想敷地境界	< 13	15
	排出口	19	27

- 注) 1. 規制基準は悪臭防止法による規制の農業振興地域（B区域）の数値。  
 2. 臭気濃度は埼玉県生活環境保全条例による規制の近隣商業地域の数値。  
 3. 参考として、臭気指数規制値を示した。

#### 4. 水質

(1) 調査地点：事業場放流口1地点

(2) 調査日時：平成20年6月27日（金） 10:15

(3) 調査方法

水質の分析はJIS K 0102、環境庁告示第59号(昭和46年)及び下水試験法(1997年)に示される方法とした。

(4) 調査結果

調査結果は表5に示すとおり。規制基準は下回っていた。

表5 水質分析結果

単位：mg/l

水質項目	分析結果	規制値
銅及びその化合物	< 0.1	—
亜鉛及びその化合物	< 0.1	—
クロム化合物	< 0.05	—
フェノール化合物	< 0.1	—
鉄及びその化合物	< 1.0	—
マンガン及びその化合物	< 1.0	—
フッ素化合物	< 0.8	—
水素イオン濃度(pH)	6.5	5.8~8.6
BOD	4.1	20
COD	15	—
SS	< 5	—
n-ヘキサン(鉱油)	< 2.5	—
〃(動植物油)	< 2.5	—
窒素含有量	33	—

注) 1. 規制値のうち、pHとBODについては埼玉県浄化槽設置指導要綱に定める水質基準。

## 5. 有害大気

(1) 調査地点：排気口1地点

(2) 調査日時：平成20年6月27日（金） 9:30～10:00

(3) 調査方法

有害大気の測定は埼玉県生活環境保全条例及び東京都環境確保条例に基づく方法とした。

(4) 調査結果

調査結果は表6に示すとおり。参考に比較する規制値としては、埼玉県条例、東京都条例、環境基準等があるが、いずれの項目も基準値を下回っていた。

表6 有害大気結果

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

水質項目	分析結果	基準値等		
		埼玉県条例 (敷地境界)	東京都条例 (排出口)	環境基準・指針値 (一般環境)
ベンゼン	< 0.011	110	100,000	3
アクリロニトリル	< 0.015	150	-	2
塩化ビニルモノマー	< 0.022	220	100,000	10
トルエン	0.39	-	200,000	-
ホルムアルデヒド	0.21	21	70,000	-

注) 環境基準：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環告4）

指針値：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第7次答申）」について（通知）」

（平成15年9月環管総発）

埼玉県条例：「埼玉県生活環境保全条例の有害大気汚染物質に係る規制基準」敷地境界規制

東京都条例：「東京都環境確保条例の工場及び指定作業場に適用する規制基準」排出口規制